

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客さま」「株主・市場」「社会・環境」「従業員」などのステークホルダーに対して、より高い価値を持つ商品・サービスを提供することを通じて、すべてのステークホルダーから信頼・評価していただける企業活動を実践することにより、社会全体の持続的な発展への貢献と企業価値の向上に努めております。

そのため、将来にわたって普遍的な経営の方針として次のとおり「経営理念」を定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。

< 経営理念 >

- IT価値を提供することにより、社会・お客さまの発展に貢献する。 (社会・お客さまの信用)
- 変化に対応できる強靱な企業体質を構築し、企業価値の向上を図る。 (会社の繁栄)
- 個人価値を自ら向上させ、組織貢献できる社員に活躍の場を提供する。 (社員の成長)

当社は、この「経営理念」の実現に向けて、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、経営の透明性・公正性・健全性の確保に努めております。また、企業倫理と法令遵守を常に意識して企業活動を行うことが必要不可欠と考えており、役職員への周知・浸透に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

- 【補充原則1 - 2(4) . 議決権の電子行使を可能とするための環境作り等】
- 【補充原則3 - 1(2) . 英語での情報開示・提供】

当社は現在、株主における海外投資家の比率は低いと考えており、今後の同比率等の推移を踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)並びに招集通知の英訳及び英語での情報開示・提供を検討してまいります。

- 【補充原則4 - 10(1) . 任意の仕組みの活用】

当社は、独立社外取締役が2名と取締役会(総数6名)の過半数に達しておりませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などを検討する独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置しておりません。ただし、当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などを取締役会で決議する際には、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ており、現状の体制でも取締役会の機能の独立性・客観性は十分担保されているものと考えております。

- 【原則4 - 11 . 取締役会の構成】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会等の体制」の項目にて、取締役会を専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する旨を規定しております。今後、ジェンダーや国際性の面を含む多様な取締役を選任できるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

- 【原則1 - 4 . いわゆる政策保有株式】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「政策保有株式」の項目にて、政策保有株式の保有に関する方針及び議決権の行使について適切な対応を確保するための基準を定める旨を規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの【参考7】として「政策保有株式に関する方針および政策保有株式に係る議決権行使基準」を制定し、開示しております。上記方針を踏まえ、毎年、取締役会において個別銘柄ごとに、保有に伴う採算性や保有目的など定量面と定性面から総合的に検証し、保有の適否及び縮減方針を判断しており、その結果に基づき適切な対応を行っております。また、議決権行使については、上記行使基準に則り個別議案ごとに精査・判断し、適切に行使しております。

- 【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主の利益に反する取引の防止」の項目にて、取締役との取引並びに監査役及び主要株主等との重要な取引又は定型的でない取引については、取締役会による承認を要する旨を規定し、開示しております。また、取締役、監査役及び主要株主等との取引については、定期的にその有無を確認しております。

- 【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナー】

当社は確定給付企業年金の運用にあたり「運用基本方針」を制定し、その方針に従って、スチュワードシップ・コードの受入れを表明している運用機関に運用を委託しております。また、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を

与えることを踏まえ、毎年、取締役会で運用状況を報告するとともに、企業年金担当部署が運用機関に対するモニタリング等アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業として、必要な経験や資質を備えた人材を配置しております。

【原則3 - 1 (i) . 経営理念・中期経営計画】

当社は、経営理念を制定し、公表しております。詳細は、本報告書の「I - 1 . 基本的な考え方」に記載しております。また、中期経営計画を策定し、当社ホームページ (URL : <https://www.kcs.co.jp/>) に掲載しております。

【原則3 - 1 (ii) . コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

当社は、コーポレート・ガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページ (URL : <https://www.kcs.co.jp/>) に掲載しております。

【原則3 - 1 (iii) . 取締役の報酬等】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役および監査役の報酬等」の項目にて、取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、客観性と透明性を確保の上、独立社外取締役が出席する取締役会において決定する旨を規定し、開示しております。具体的な算定方法等については、本報告書の「II . 1 . [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

【原則3 - 1 (iv) . 経営陣幹部の選解任と指名方針等】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者および監査役候補者の選定基準等」の項目にて、取締役候補者・監査役候補者の選定基準及び手続きを定める旨を、また、「取締役会の任務」の項目にて、最高経営責任者を含む経営陣幹部の選任や解任にあたって、公正かつ透明性の高い手続きに従う旨を規定しております。

【原則3 - 1 (v) . 取締役・監査役候補者の個々の選定理由】

当社が取締役候補者の選定を行った際の、個々の選定の理由は次のとおりであります。
(2019年6月27日開催の当社第51回定時株主総会で取締役に選任)

・横崎富美生氏は、2013年6月に取締役兼常務執行役員に就任して以来、事業企画・品質管理・技術開発部門に携わり、2018年6月より専務執行役員として産業ソリューション事業部長を務めるなど豊富な業務経験を有しております。取締役として高い能力と識見を備えており、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、選定いたしました。

・扇隆彦氏は、金融関連システムに精通し、2012年4月に執行役員金融ソリューション事業部副事業部長に就任、2017年6月より取締役兼常務執行役員として金融ソリューション事業部長を務めるなど豊富な業務経験を有しております。取締役として高い能力と識見を備えており、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、選定いたしました。

【補充原則4 - 1(1) . 取締役会の役割・責務】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、取締役会は、法令及び社内規程の定めるところに従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行について、適切にその意思決定を業務執行取締役及び執行役員に委任する旨を規定し、開示しております。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役6名のうち独立社外取締役を2名選任し、取締役会における独立的・客観的な経営の監督の実効性を確保しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者および監査役候補者の選定基準等」の項目にて、社外役員の独立性に関する基準を定める旨を規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの【参考6】として「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、開示しております。

【補充原則4 - 11(1) . 取締役会全体の知識、経験及び能力のバランス、多様性等に関する考え方】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者および監査役候補者の選定基準等」の項目にて、取締役会の全体としての知識、経験及び能力のバランス並びに多様性等を確保するため、取締役候補者の選定基準及び手続きを定める旨を規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの【参考4】として「取締役候補者選定基準」を制定し、開示しております。

【補充原則4 - 11(2) . 他の上場会社役員との兼任状況】

当社が取締役における他の上場会社役員との兼任状況は次のとおりであります。

(1) 瀧川博司取締役
神姫バス株式会社 取締役

(2) 乗鞍良彦取締役
極東開発工業株式会社 社外監査役

【補充原則4 - 11(3) . 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、取締役会はその職務の執行が同ガイドラインに沿って運用されているかについて、毎年、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する旨を規定しております。本規定を受け、取締役及び監査役の全員を対象にアンケートを実施し、その結果に基づき取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行いました。その概要は次のとおりであります。

(1)アンケート実施内容

- (a) 対象年度：2018年度
- (b) 対象者：取締役及び監査役(11名)
- (c) 質問項目：取締役会の構成・運営・機能
- (d) 回答方法：点数評価及び自由意見回答、記名方式

(2)取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果概要

上記による評価の結果、取締役会の議事運営、業務執行状況のモニタリング、社外役員へのサポート体制において当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。今後も取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14(2) . 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役および監査役の支援体制・トレーニングの方針」の項目にて、取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する等の方針を規定し、開示しております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主との対話」の項目にて、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針を規定し、開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	3,193,900	28.51
三井住友ファイナンス&リース株式会社	1,980,000	17.67
富士通株式会社	1,550,000	13.84
さくらケーシーエス従業員持株会	1,327,290	11.85
株式会社みなと銀行	270,500	2.41
SMB Cコンサルティング株式会社	140,000	1.25
水元公仁	130,100	1.16
グローリー株式会社	100,000	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	99,100	0.88
日本生命保険相互会社	80,000	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

当社の親会社であった株式会社三井住友フィナンシャルグループは、2018年11月28日付で当社の親会社ではなくなり、その他の関係会社となっております。詳細につきましては、2018年10月23日に発表しております「親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の筆頭株主である株式会社三井住友銀行並びにその完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ及びそのグループ会社(以下、「SMB Cグループ」という。)との間には、取引関係及び人的・資本関係がありますが、当社の経営につきましては、独自の経営判断に基づき意思決定しており、一定の経営の独立性が確保されております。

なお、SMB Cグループとは、今後とも必要な情報・技術・人事などの交流を図り、緊密な資本・取引などの関係を維持していく方針であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
瀧川 博司	他の会社の出身者													
乗鞍 良彦	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧川 博司		<p>瀧川博司氏は、兵庫トヨタ自動車株式会社の取締役相談役及びトヨタ部品兵庫共販株式会社の代表取締役会長であり、兵庫トヨタ自動車株式会社は当社株式80千株を所有する株主であります。</p> <p>当社は両社との間にシステム機器販売等の取引関係がありますが、通常の取引であり、特別の利害関係はないことから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>< 選任理由 > 長年にわたって兵庫トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社の経営に携わられるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点で当社の経営を監督していただき、社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断したため。</p> <p>< 独立役員指定理由 > 東京証券取引所及び当社の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任であると判断したため。</p>

乗鞍 良彦		<p><選任理由> 長年にわたって弁護士として活動しておられ、その学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しておられ、社外の独立した立場からの視点で当社の経営を監督していただき、社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断したため。</p> <p><独立役員指定理由> 東京証券取引所及び当社の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任であると判断したため。</p>
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査結果等について定期的に報告を受けるほか、必要に応じて適宜情報交換を行い、各々の監査の実効性確保に努めております。

また、内部監査を行う監査部の監査結果について定期的に報告を受けるほか、必要に応じて調査・報告等を要請し、実効的な監査を行うことができるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新 尚一	他の会社の出身者													
宮野 敏明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新 尚一		<p>新尚一氏は、神栄株式会社の相談役及び学校法人啓明学院の理事長であり、神栄株式会社は当社株式73千株を所有する株主であり、当社は同社株式101千株を所有する株主であります。</p> <p>また、当社は、神栄株式会社との間にシステム構築の請負等の取引関係があり、学校法人啓明学院との間に法人業務パッケージ販売等の取引関係がありますが、通常の取引であり、特別の利害関係はないことから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>< 選任理由 > 長年にわたって神栄株式会社の経営に携わられるなど、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、社外監査役として職務を適切に遂行していただけると判断したため。</p> <p>< 独立役員指定理由 > 東京証券取引所及び当社の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任であると判断したため。</p>
宮野 敏明		<p>宮野敏明氏は、兵庫県庁の出身者であります。</p> <p>当社は同県との間にシステム運用管理の受託等の取引関係がありますが、通常の取引であり、特別の利害関係はないことから、概要の記載を省略しております。</p>	<p>< 選任理由 > 兵庫県における長年の行政実務及び企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、社外監査役として職務を適切に遂行していただけると判断したため。</p> <p>< 独立役員指定理由 > 東京証券取引所及び当社の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適任であると判断したため。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役への特別なインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

なお、2019年3月期における取締役及び監査役の報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役	6名	89百万円（社外取締役を除く。）
監査役	2名	26百万円（社外監査役を除く。）
社外役員	5名	14百万円

(注) 1. 上記、報酬等の総額には、2019年3月期における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、以下の方針を取締役会で決定しております。

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金により構成されており、報酬額の水準については、従業員の最高位の年収を基礎に、同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえて、設定しております。

固定報酬は、役位及び各人の貢献度により決定し、業績連動報酬は利益水準及び利益目標達成状況をもとに決定しております。退職慰労金は、役位ごとに年間基本額を設定し、貢献度を加味した金額を退任時に支給します。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には、業績連動報酬は支給の対象としておりません。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2007年6月28日の第39回定時株主総会であり、その決議内容は取締役の報酬限度額は180百万円、監査役報酬限度額は36百万円であります。なお、決議時の取締役の員数は11名、監査役の員数は4名であります。取締役及び監査役報酬等は、株主総会で決議された取締役全員及び監査役全員それぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役報酬については取締役会で、監視役報酬については監査役の協議によってそれぞれ決定しております。

業績連動報酬における評価指標は、恒常的な事業の業績を測る利益指標である「連結経常利益」を採択しております。当事業年度の連結経常利益の水準及び連結経常利益目標達成度を考慮し、執行役員支給分も含めて、連結経常利益の1.8%を上限として算出しております。なお、当事業年度における業績連動報酬は、連結経常利益額の水準が業績連動報酬を支給する水準に至っておりませんので、支給はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制につきまして、専従スタッフは配置しておりませんが、社外取締役に対しては総務部、社外監査役に対しては常勤監査役を通じて必要な資料及び情報の伝達などを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

当社定款にて、「当社は、取締役会の決議をもって、相談役および顧問各若干名を置くことができる。」と定めておりますが、制度として規定されたものではありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用し、取締役会による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監査を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実を図れるよう、その実効性を高める体制としております。

また、「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」を分離するため、執行役員制度を導入しております。

各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は、次のとおりです。

【経営・監督】

取締役会

取締役会は、取締役社長神原忠明が議長を務め、取締役横崎富美生、友石敏也、扇隆彦、瀧川博司(社外取締役)、乗鞍良彦(社外取締役)の6名で構成され、原則毎月1回以上、その他必要に応じて臨時に開催し、業務執行に関する決定及び重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、毎年取締役及び監査役による取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、取締役会の継続的な機能向上を図っております。

【監査】

監査役会

監査役会は、常勤監査役松山康孝が議長を務め、監査役新尚一(社外監査役)、宮野敏明(社外監査役)の3名で構成され、原則毎月1回以上、その他必要に応じて臨時に開催し、年度毎に監査方針及び監査の分担等を決定するとともに、各監査役から取締役の職務執行及び会社財産の状況等について、監査状況の報告を受けております。

【業務執行】

経営会議

経営会議は、取締役社長(代表取締役)兼社長執行役員神原忠明が議長を務め、取締役兼専務執行役員横崎富美生、友石敏也、取締役兼常務執行役員扇隆彦、常務執行役員菊谷欣也、岩見直樹、小野寺正彦、上席執行役員境弘道、白川利彦の役付執行役員9名で構成され、原則毎月1回以上開催しており、会社の業務執行及び経営に関する重要事項について協議を行い、取締役会決議事項以外についての迅速な意思決定と効率的な業務運営を図っております。また、経営会議で協議した重要事項につきましては、定期的に取締役会へ付議しております。

【内部統制】

リスク管理体制

リスク管理につきましては、当社のすべての委員会を統括する「リスク管理委員会」が当社全体のリスク評価を行っており、その評価結果に基づき、直接又は各委員会を通じて、組織横断的にリスク管理を行う体制を構築しております。

リスク管理委員会の下には、「オペレーショナルリスク委員会」や「コンプライアンス委員会」、「情報セキュリティ委員会」、「危機管理委員会」、「品質管理委員会」などを設置し、当社で発生するさまざまなリスクについて網羅的・体系的な管理を行うとともに、その予防及び発時の対応を行っております。

コンプライアンス体制

コンプライアンスにつきましては、社内横断的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、社内業務に関してコンプライアンスの観点から広く検討・審議を行っております。

また、コンプライアンスに関する事項を統括する部署として法務・コンプライアンス室を設置するとともに、各部門にコンプライアンス・オフィサーを設置し、法令遵守を徹底・維持する体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の属する情報サービス産業においては、技術革新や市場環境の変化が激しいことから、経営環境の変化へ迅速に対応するため、社外取締役を含む取締役会における実質的かつ活発な議論による意思決定機能及び業務執行の監督機能の強化が重要であるとの判断に立ち、現状の体制での機能充実に努めております。

また、経営監視の観点からは、社外監査役を含む監査役による監査の質の向上及び内部監査の充実により、監視機能の強化に努めており、客観的・中立的監視の下、十分な体制を整えております。

こうした体制により、当社では、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制が整備されているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、株主の皆さまが事前に議案を十分ご検討いただけるよう、早期の発送に努めております。2019年6月27日(木)開催の第51回定時株主総会におきましては、法定期日の5日前にあたる2019年6月7日(金)に発送しております。
その他	株主総会招集通知、株主総会決議通知を当社ホームページ内の「株主・投資家向け情報」サイトにおいて掲載しております。 URL : https://www.kcs.co.jp/ir/shareholder-info.html

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、公表しております。 URL : https://www.kcs.co.jp/disclosure/index.html	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、報告書(Business Report)、経営指標の推移などのIR資料を当社ホームページ内の「株主・投資家向け情報」サイトにおいて掲載しております。 URL : https://www.kcs.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 : 経営企画部 IR事務連絡責任者 : 経営企画部長 高岸 浩司	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」において、当社としての企業経営のあり方をステークホルダーの視点から明確にしております。 【経営理念】 ・IT価値を提供することにより、社会・お客さまの発展に貢献する。 (社会・お客さまの信用) ・変化に対応できる強靱な企業体質を構築し、企業価値の向上を図る。 (会社の繁栄) ・個人価値を自ら向上させ、組織貢献できる社員に活躍の場を提供する。 (社員の成長)
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任(CSR)につきましては、日本経済団体連合会の企業行動憲章などを参考にしつつ、「お客さま」「株主・市場」「社会・環境」「従業員」などのステークホルダーに対してより高い価値を持つ商品・サービスを提供することを通じて、すべてのステークホルダーから信頼・評価していただける企業活動を実践することにより、社会全体の持続的な発展への貢献と企業価値の向上に努めております。 特に、「社会・環境」面につきましては事務所等の節電やペーパーレス化、ごみ分別収集など、省エネ・省資源・リサイクルに注力しているほか、清掃活動やイベント協賛を通じた地域社会への貢献活動や、役職員有志による「さくらケーシーエスボランティア基金」制度を通じた環境保全・災害支援などへの永続的寄付活動にも取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示に努めることを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、その整備に取り組んでおります。

イ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ規程」、「廃棄・削除取扱手順書」に則り、適切な保存及び管理を行う。

ロ 当社及び子会社(以下、この項において「当社グループ」という。)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- a 当社グループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定め、リスク管理担当部署が経営企画担当部署とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。
- b 担当役員及びリスク管理担当部署は、上記aにおいて承認された当社グループ全体のリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。

ハ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営計画及び年度総合予算を策定し、それに基づく部門運営及び実績管理を行う。
- b 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。
- c 監査役は、取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証する。
- d 監査役は、内部統制システムの構築及び運用状況についての報告を取締役に対し定期的に求めることができるほか、必要があると認めるときは、取締役又は取締役会に対し内部統制システムについての改善を助言又は勧告する。

ニ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- a 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会で「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び使用人がこれを遵守する。
- b 当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で決議し、体制整備を進める。
- c 当社グループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価規程」等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備し運用するとともに、その有効性を評価する。
- d 当社、取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- e 反社会的勢力による被害を防止するため、当社グループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。
- f 上記の実施状況を検証するため、各部門から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会や経営会議等に対して報告する。

ホ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- a 当社グループ全体の業務の適正を確保するため、経営上の基本方針及び基本的計画を策定する。
- b 当社グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、「グループ会社規則」及び「コンプライアンス・マニュアルグループ会社規則」を定め、これらの規則に則った適切な管理を行う。
- c 当社グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、「法務リスク管理要領」に則り、取引の公正性及び適切性を十分に検証した上で行う。
- d 子会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、子会社管理の基本的事項を「グループ会社規則」等として定め、これらの規則に則った子会社の管理及び運営を行う。
- e 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。

ヘ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- a 監査役から監査業務遂行補助のため使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ、適切な体制を構築する。
- b 上記aの使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価及び異動については、監査役の同

意を必要とすることとする。

- c 上記aの使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。
- ト 当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について
 - a 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。
 - b 当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
 - c 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等が発見したときには、上記の監査役のほか、内部通報窓口にも報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付及び処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき又は監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。
 - d 当社グループの取締役及び使用人が内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、「内部通報規則」に不利益な取扱いの禁止を定める。
- チ 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について

当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要なでないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

- リ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - a 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - b 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記の「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載している「内部統制システムの構築に関する基本方針」の「二 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について」をご参照ください。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

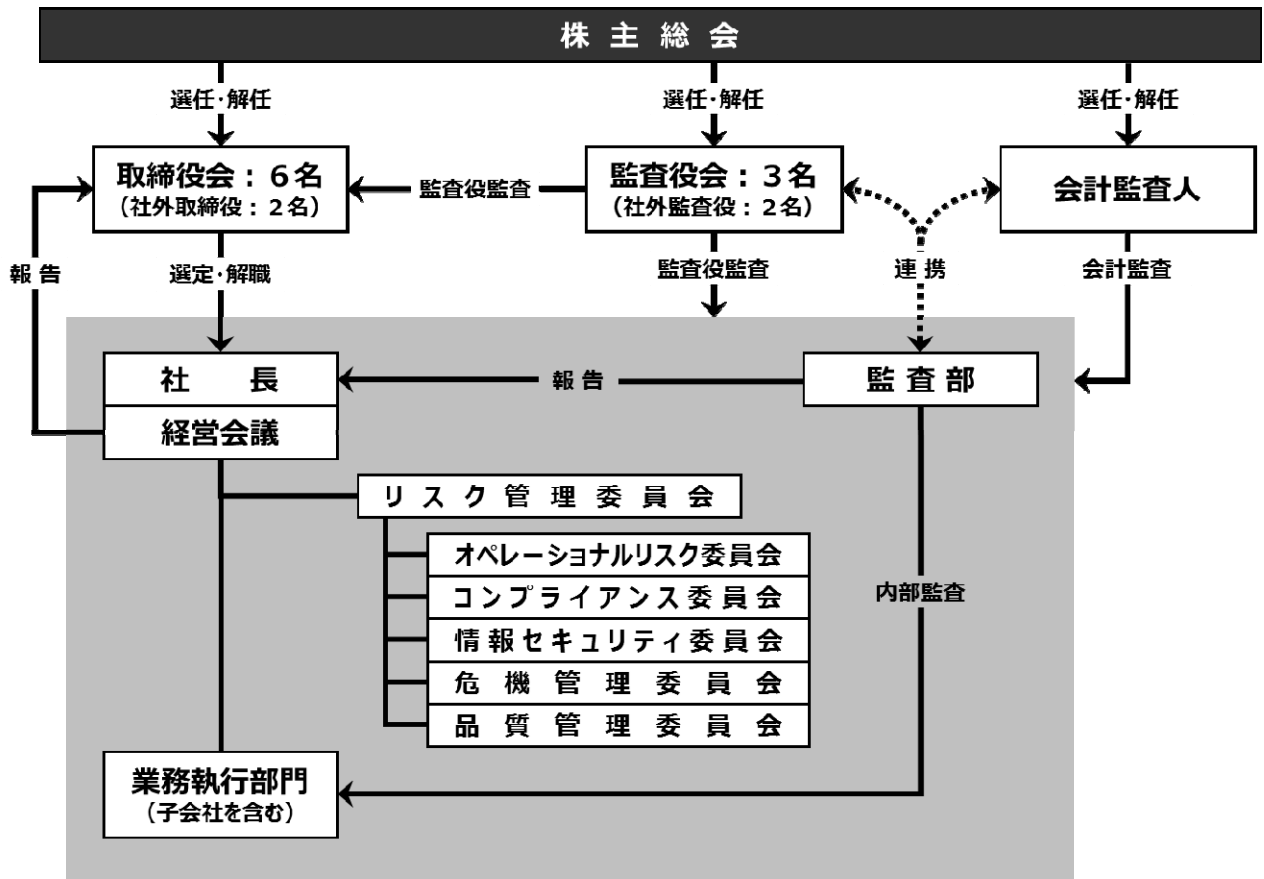
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の整備状況】

当社では、ステークホルダーの視点に立った迅速かつ正確、公平な情報開示を適切に実施するため、次のとおり社内体制の整備に努めております。

1. 「情報開示規程」を制定し、役職員に対してその遵守を義務付けております。
2. 重要情報につきましては、経営管理本部長を重要情報取扱責任者、経営企画部及び財務経理部を総括部門として、当該情報の所管部門と連携しつつ、管理を行う体制を構築しております。
3. 適時開示につきましては、経営企画部を所管部門として実施する体制としております。
4. 「ディスクロージャーポリシー」「情報開示規程」などの情報開示に関する規程類を社内イントラネットに掲示し、役職員が常時閲覧可能な状態としております。また、情報開示の重要性及びその趣旨について、社内教育などにより周知徹底しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

